

優良運転者を表彰します

次にあてはまり表彰を希望される方は、4月30日(金)～5月21日(金)の間にお申込みください。

【表彰を受ける資格】

表に示す免許取得日で次のすべてにあてはまる方(原付・小型特殊・二輪免許を含め、一番古い取得日が基準。)

- 平成28年4月1日～令和3年3月31日の間、無事故・無違反であること。(違反点数3点以下の軽微な違反1回は除く。)
- 過去に緑十字銅章以上の表彰を受けていないこと。
- 交通法令以外の法令に違反したことがないこと。

表彰区分	運転免許取得日(最初に取得した日)
40年	昭和56年3月31日以前(過去に40年受賞がない方)
30年	平成2年4月1日～平成3年3月31日
20年	平成12年4月1日～平成13年3月31日

【表彰式日時】

令和3年10月29日(金)
宇都宮市文化会館小ホール
(宇都宮市明保野町7-66)

【申込方法(①・②のいずれか)】(郵送可)

①総務課へ申込の場合

〈郵送先〉

〒329-0195 野木町大字丸林571
野木町役場総務課消防防災交通係

②小山地区交通安全協会へ申込の場合

〈郵送先〉

〒323-0827 小山市大字神鳥谷1738番地5
小山地区交通安全協会

〈必要書類(①・②共通)〉

運転免許証のコピー(表裏)、運転記録証明書(5年間)の原本

※運転免許証のコピーには、お名前のふりがな・連絡先の電話番号を記入

※運転記録証明書の交付を受けるには4月20日(火)～5月11日(火)の間に申込用紙に必要事項を記入の上、自動車安全運転センター栃木県事務所に申込んでください。申込手続きは郵便局でもできます。

また、申込み時には交付手数料670円がかかります。申込用紙は、野木町役場総務課・野木交番・佐川野駐在所・小山地区交通安全協会にあります。

問小山地区交通安全協会 ☎0285(39)6615
総務課 ☎(57)4112

『人権擁護委員の日』特設人権相談を開催します

人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念して、毎年6月1日(火)を人権擁護委員の日としています。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱を受け、地域の皆さんの人権が尊重されるように活動している民間ボランティアで、あなたの街の身近な相談パートナーです。差別や虐待、パワハラ、嫌がらせ、いじめなどでお困りの方はお気軽にご相談ください。

☎6月1日(火)9時～12時【11時30分まで受付】
☎ひまわり館 多目的室2 (相談無料、秘密厳守)
問生活環境課 ☎(57)4132

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

～支えあう 住みよい社会 地域から～

5月12日(水)は、全国民生委員児童委員連合会が定める「民生委員・児童委員の日」です。これは、大正6(1917)年に岡山県済世顧問制度設置規程が公布された日に由来しています。

【民生委員・児童委員とは?】

地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域で住民の立場に立って相談に応じるボランティアです。野木町では現在46名の民生委員・児童委員が活動しています。

秘密は守られます

民生委員・児童委員は、法により守秘義務を有しています。相談内容が周囲に知られる事はありません。お困りの事がある時は、安心してご相談してください。

地域の実態把握

- 高齢者に関すること
- 障がい児・者に関すること
- 子どもに関すること
- 生活全般に関すること

様々な相談に応じるため、訪問活動などを行いながら地域を見守っています。

地域と行政の「つなぎ役」

地域住民の立場から、日常生活を送る上での不安や心配ごとの相談に応じています。そして、相談内容に対応した専門機関へとつなぎ役割を果たしています。様々な行政サービスにつながるための支援をしています。

問健康福祉課 ☎(57)4196